

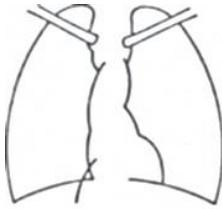
診断書

氏名				性別		住所
生年月日	平成 年 月 日生 (歳)					
検査日	令和 年 月 日				既往歴	
身長	・ cm					
体重	・ kg			現症		
腹囲	・ cm					
視力	右	・	(・)	
	左	・	(・)	
眼疾	無	・	有	()		胸部エックス線写真所見
聴力	右		オーメージオ	1000Hz	4000Hz	
	左		ジタル	右	dB	dB
耳疾	無	・	有	()		
血圧	～			mmHg		
検尿	蛋白	糖	ウロビリノーゲン	潜血		
貧血	血色素量		赤血球数			医師の診断
肝機能	GOT	GPT	γ -GTP			
血中脂質	LDLコレステロール	HDLコレステロール	トリグリセライド			就業上の注意事項
血糖						
心電図						
上記のとおり診断します。						所在地
令和 年 月 日						機関名
						医師 印

備考

1 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。

2 「就業上の注意事項」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。



労働安全衛生規則

第一編 通則

第六章 健康の保持増進のための措置

第一節の二 健康診断

(雇入時の健康診断)

第四十三条 事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。ただし、医師による健康診断を受けた後、三月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。

- 一 既往歴及び業務歴の調査
- 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 三 身長、体重、腹囲、視力及び聴力（千ヘルツ及び四千ヘルツの音に係る聴力をいう。次条第一項第三号において同じ。）の検査
- 四 胸部エックス線検査
- 五 血圧の測定
- 六 血色素量及び赤血球数の検査（次条第一項第六号において「貧血検査」という。）
- 七 血清グルタミックオキサロアセチックトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミックピルビックトランスアミナーゼ（GPT）及びガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（γ-GTP）の検査（次条第一項第七号において「肝機能検査」という。）
- 八 低比重リボ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）、高比重リボ蛋白コレステロール（HDLコレステロール）及び血清トリグリセライドの量の検査（次条第一項第八号において「血中脂質検査」という。）
- 九 血糖検査
- 十 尿中の糖及び蛋白の有無の検査（次条第一項第十号において「尿検査」という。）
- 十一 心電図検査